

ひがしなり SDGs アンバサダー認証協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、ひがしなり SDGs アンバサダー認証協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目16番15号に置く。

(目的)

第3条 本会は、SDGsの普及推進の活動を行うことにより、東成区ひいては大阪にSDGsを普及することを目的とし、2019年8月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにSDGsの普及推進の活動を行い次の事業を実施する。

- (1) SDGsの普及啓発事業
- (2) SDGsに資する団体の認証制度運営の事業
- (3) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 役員会に次の役員を置く。

- (1) 会長（代表者）
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をしたとき。

(資産)

第12条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会)

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会の招集は会長が行う。

3 総会の議長は会長が務める。